

補助金等の見直しに関する提言への対応状況

資料2

【集計】

		H25提言に対する平成26年度予算					H25予算 (千円)	H26予算 (千円)
		廃止	見直しを実施	見直しの 検討継続	現行どおり	計		
提 言 書 評 価	廃止	2	0	2	5	9	235,671	241,709
	見直し	0	5	2	3	10	49,979	49,722
	継続	0	1	0	7	8	164,908	157,829
	計	2	6	4	15	27	450,558	449,260

予算増減

△ 1,298

「補助金等の見直しに関する提言書【H25年度】」に対するH26年度予算での市の対応

【H26予算での市の対応】			
1 廃止		3 見直しの検討継続	
2 見直しを実施		4 現行どおり	

No	補助金名	提言内容		H25 予算 (千円)	H26 予算 (千円)	増減 (千円)	H26年度予算での市の対応	
		総合 評価	コメント				番号	対応理由等
1	自己啓発助成金	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金は、H18年度の補助金の見直しを踏まえて創設された制度であり、業務に直結する資格、講座等に対象を限定されたものである。 ・職員の資質向上と能力開発により、市民福祉の向上を図るといふ補助金の意義は理解でき、近年の交付実績の低迷を踏まえ、担当課においてもアンケートの実施によるニーズの把握等、一定の改善策が講じられているところである。 ・しかし、本制度の効果が不明確であるとともに、自己啓発による資質向上や能力開発の取組は、本来職員が自主的に能動的に取り組むべきものである。また、インセンティブ(報奨)についても、自己啓発の取組そのものよりも、取組によって得た能力を職務に活かした成果(効果)に対して与えられるべきものである。 ・以上のことから、本補助金はいったん廃止すべきと考える。もともと、職員数削減の中、職員個人の能力向上は必要不可欠であることから、市として職員に対して求める能力等を明確にした上で、人事評価制度への反映も視野に入れた新たな自己啓発を推進する制度を構築すべきである。 	130	65	△ 65	3	<p>補助金交付者数の減 (20名→10名) 13,000円×10名×1/2=65,000円</p> <p>平成26年度予算査定時に、市長より助成対象とする内容を見直すよう指示があったため、現在要綱の見直しを検討中である。</p>
2	自治会長研修費補助金	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の主体である自治会と市との協働の重要性に鑑み、H22年度に「廃止」の提言を受けながらも継続されているが、前回提言と同様、今回の見直しにおいても、研修成果が地元へ十分に還元されているとはいえないという意見があり、実績報告書についても、経費や研修内容の記載方法について、不十分な点があった。 ・本補助金は昭和60年に創設されたものであり、長期にわたって交付されてきた経緯も相まって、行事の一環として慣例的に実施されている傾向も否定できない。また、地域課題が複雑化、多様化している状況下において、補助対象を自治会長に限定する必要性がなくなっていることから、本補助金については、廃止すべきである。 ・もともと、市民と行政との協働によるまちづくりの重要性の観点から、地域活動の向上を目的とする補助制度の必要性は認められることから、自治会長に限定せず、地域課題に応じた地域の担い手への研修費補助制度など、今後、市民自治協議会の設立が予定されていることも踏まえた上で、新たな地域への補助制度を再構築されたい。 	1,991	1,639	△ 352	4	<p>実績報告書の記載内容については精査し、指導を行う。</p> <p>地域リーダーである自治会長が先進地の事例を視察し、研修するために要する費用の一部(交通費)を補助するものであるとともに、自治会や市政の運営に一定の効果も認められるため、現行どおりとする。</p>

「補助金等の見直しに関する提言書【H25年度】」に対するH26年度予算での市の対応

【H26年度予算での市の対応】			
1 廃止	3 見直しの検討継続	2 見直しを実施	4 現行どおり

No	補助金名	提言内容		H25 予算 (千円)	H26 予算 (千円)	増減 (千円)	H26年度予算での市の対応	
		総合 評価	コメント				番号	対応理由等
3	友好都市宿泊補助金	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・友好都市交流事業の一環として実施されているものであるが、補助額も1人1泊につき2,500円と少額であり、主要宿泊施設の閉館などの影響から近年の利用実績も低迷している状況にある。 ・また、宿泊補助という手段により友好都市との交流が図られるのかという補助効果に対する疑問があるとともに、創設から既に14年が経過しており、友好都市との交流の推進という目的は一定程度果たされたものと考えられる。 ・よって、本補助金は廃止し、友好都市との交流の推進に当たってはPRの強化など、別途新たな手法を検討すべきである。 	100	63	△ 37	3	<p>補助金交付者数の減（40名→35名） 2,500円×35名＝87,500円</p> <p>友好都市の上北山村と協議のうえ、今後の方向性を検討する。</p>
4	環境基本計画推進会議補助金	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・行政から組織され、積極的に活動がなされている市環境基本計画に定められた様々なプロジェクトの実施主体への補助金であり、補助金の意義は認められるもので、効果についても市民力を活かした環境施策が推進されているところである。 ・しかし、本組織については、本来構成員である市民・事業者が主体的に事務等の組織運営を担うべきものであるにもかかわらず、行政主体によるものとなっており、会員数も131に留まるなど、組織としてのあり方に課題が見受けられる。 ・今後、組織や活動の活性化に向けた会員数の拡大に取り組まれるとともに、取組や実績等をより一層市民に周知し、活動への理解、協力を求める必要がある。 	3,400	3,200	△ 200	4	<p>啓発事業費にかかる補助対象経費を精査し、20万円の減。</p> <p>今後も、団体が自律的に活動できるよう、会員拡大や組織活性化に取り組む。</p>
5	農家区長会補助金	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・前回提言の「廃止」の判断に対し、研修後の報告書の作成や一般農家への周知といった改善はなされているものの、根本的な改善には至っておらず、農業ビジョンに定められた市の農政の基本方針である遊休農地の解消と本補助金の目的及び効果が直接結び付いているとは考え難い。 ・また、市が求めている農家区長に対する役割も明確になっておらず、創設から約30年と長期化していることも踏まえ、今回の見直しにおいても、廃止すべきであると判断する。 ・その上で、市が重要課題と認識している遊休農地への対応に特化した形での支援策など、市の農政の基本方針に合致した農家に対する支援策を再構築すべきである。 	750	750	0	4	<p>補助対象となる研修内容は、6次産業化や遊休農地活用等、今後の農業運営に深くかわる内容であり、補助対象経費もバス代などの交通費等に限定されている。</p> <p>また、事務費補助についても水稻生産調整・出荷調整の取りまとめ、農業委員の選挙権の確認等、あらゆる場面での連絡調整等に関わっていただいております。市の事務量の軽減につながっているため、現行どおりとする。</p>

「補助金等の見直しに関する提言書【H25年度】」に対するH26年度予算での市の対応

【H26年度予算での市の対応】			
1 廃止	3 見直しの検討継続		
2 見直しを実施	4 現行どおり		

No	補助金名	提言内容		H25 予算 (千円)	H26 予算 (千円)	増減 (千円)	H26年度予算での市の対応	
		総合 評価	コメント				番号	対応理由等
6	農家区長活動交付金	見直し	<p>・前回提言では、市と農家区長との業務範囲の明確化、均等割と戸数割の配分割合について指摘したが、業務範囲の明確化の具体的な検討はなされておらず、また戸数が少数の農家区においても、山間部における地勢や有害鳥獣の対応等による繁忙などを理由に均等割額を変更することなく、支出方法についても現状を維持している。</p> <p>・しかし、前回提言のとおり、活動交付金は農家区長の行う業務・役務に対する対価、報償といった人件費的な側面が強い補助金であることから、市と農家区長が担うべき役割をそれぞれ明確にすべきである。</p> <p>・また、その整理に当たっては、市の農家区長や農家に求める役割と現状を踏まえた上で、本補助金のみならず、農家区長、農家及び行政との関わりの仕組みそのものを、市全体として見直すべきである。</p>	1,408	1,385	△ 23	4	対象農家戸数の減による削減（1,477戸→1,250戸） 災害の取りまとめ、補助申請、国との連絡、有害鳥獣事務の取りまとめ等の役割を担っていただいております、市の事務量の軽減につながっていることから現行どおりとする。また農家戸数が事務量に比例しないことから、交付額の算定方法も現行どおりとする。
7	土地改良事業補助金	見直し	<p>・農地の保全・活用、防災や環境の面から事業の必要性は認められるものであり、事業に係る経費の1/2は地元負担になっていることから、受益者負担も適正になされているところではある。</p> <p>・しかし、前回提言での指摘のとおり、実施主体については、設計金額が500万円以上の事業は市が直接実施し、原則競争入札が行われるのに対し、500万円未満の事業については、地元施工となり随意契約に近い手法が用いられている現状にある。</p> <p>・地方自治法に基づき、130万円以上の工事等については、原則競争入札が実施される市の発注・契約方法との整合性を図るためにも、再度、地元施工における発注・契約の手法について、事業主体を決定する金額区分の妥当性も含め、より公平性・透明性の高い発注・契約の手法を検討すべきである。</p>	6,700	7,200	500	4	経費の1/2が地元負担になっており、対象経費が一定程度抑制されると考えられること、また、500万円未満の小規模な工事は、地元施工で実施する方が低額で迅速に行われている実情もあることから、発注・契約の手法は現行どおりとする。

「補助金等の見直しに関する提言書【H25年度】」に対するH26年度予算での市の対応

【H26年度予算での市の対応】			
1 廃止	3 見直しの検討継続		
2 見直しを実施	4 現行どおり		

No	補助金名	提言内容		H25 予算 (千円)	H26 予算 (千円)	増減 (千円)	H26年度予算での市の対応	
		総合 評価	コメント				番号	対応理由等
8	商工会議所補助金	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・前回提言において、補助対象とすべき事業の取捨選択を行い、事業補助への移行を指摘したが、検討がなされていない。 ・住宅都市である本市の特性上、小規模事業者が多く、一定の支援の必要性は認められるが、現在補助対象となっている事業には、税務相談等本来事業者自らが専門家等に依頼し解決すべきものが含まれるとともに、実施している講座等への参加者が少数にとどまるなど、事業者にとって真に必要な支援等に活用されているとは言い難い状況にある。 ・以上のことから、今回の見直しにおいても、前回同様、商工会議所が事業者のニーズを把握した上で、本市の商工業の活性化につながり、市民に具体的な効果が及ぶ事業に対する補助に転換すべきであると判断する。 ・なお、事業補助への移行にあたっては、団体の運営維持に必要な経費となる人件費等を一般管理費として補助対象経費とすることなども考慮されたい。 	9,616	9,613	△ 3	4	市から交付される補助金は、全て小規模事業経営支援事業に充てられていることから、現行どおり団体運営補助とする。
9	特産品振興補助金(茶釜生産協同組合補助金)	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・特産品及び伝統的工芸品である茶釜、特産である編針及び茶道具を生産している事業者で構成される3組合に対して補助金を交付しているものであるが、毎年度定額が交付される運営補助となっている。 ・本市の状況を踏まえると、既存の特産品や伝統的工芸品の振興、育成を図るため、生産者を支援する一定の意義は認められる。 ・しかし、運営補助の性質上、補助金の役割・効果が明確になっておらず、また補助金の長期化により、各組合の活動が補助金を前提としたものとなっている懸念が見受けられる。 ・以上のことから、各組合と協議の上で、特産品及び伝統的工芸品のより効果的な振興につながる事業に対する補助へ転換すべきである。 ・なお、茶釜生産協同組合に対しては2つの補助金が支出されているが、両補助金の目的等に明確な差異がないのであれば、両補助金の統合を検討されたい。また、組合員数拡大により、活動の活性化が期待できることから、3組合の統合も検討されたい。 	200	200	0	2	補助金額を下記のとおり改正 特産品振興補助金:特産品振興を目的に実施する事業の経費の総額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)と200,000円のいずれか低い額 伝統工芸品育成補助金:伝統的工芸品育成を目的に実施する事業の経費の総額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)と300,000円のいずれか低い額
10	特産品振興補助金(編針工業協同組合補助金)			200	200	0		
11	特産品振興補助金(茶道具同業組合補助金)			200	200	0		
12	伝統的工芸品育成補助金			300	300	0		

「補助金等の見直しに関する提言書【H25年度】」に対するH26年度予算での市の対応

【H26年度予算での市の対応】			
1 廃止		3 見直しの検討継続	
2 見直しを実施		4 現行どおり	

No	補助金名	提言内容		H25 予算 (千円)	H26 予算 (千円)	増減 (千円)	H26年度予算での市の対応	
		総合 評価	コメント				番号	対応理由等
13	中小企業債務保証料 補給金	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 本補給金は、中小企業事業者が融資を受けるに当たり必要となる債務保証料の一部を市が助成することで、地域経済の振興を図るものであるが、1社平均2万円/年と低額であり、中小企業の経営基盤の安定・強化に寄与しているとは考えられず、市にとっての補助効果も不明瞭であり、市が関与する必要性が高いとは言えない状況にある。 また、経営に支障が生じている事業者向けの他の保証制度を利用し、本制度の利用が減少傾向にある状況も踏まえ、いったん本制度は廃止すべきである。 その上で、他市との均衡も踏まえたより効果的な新たな中小企業への支援策を検討し、実施されたい。 	10,000	10,000	0	4	<p>県内他市及び大阪府内の近隣市でも同様の制度があること、利用もあり中小企業の経営基盤の安定・強化に一定寄与していると考えられることから、現行どおりとする。</p> <p>創業支援制度を今年度から導入予定。</p>
14	中小企業融資制度利 子補給金	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 本補給金は、上記債務保証料補給金と関連し、中小企業者の財政的支援を通じて経営基盤の強化を図ることを目的として、借入金に係る利子の一部を助成するものであるが、前回提言においては、「廃止」と判断したものの、厳しい経済情勢を踏まえ継続されているものである。 しかし、前回提言から利率が2%未満における補給金額を見直し、減額してはいるものの、その他事項においては見直しすることなく継続されているが、1社平均3万円/年と補助額が低額であり、中小企業者の経営の合理化、設備の近代化等の経営基盤の強化につながっているとは考え難く、前回提言と同様、本補給金は廃止すべきと判断する。 もともと、中小企業支援による市内産業の発展・振興を図る意義は認められることから、上記債務保証料補給金と併せて、中小企業に対するより効果的な支援の仕組みを構築すべきである。 	19,500	18,800	△ 700	4	<p>県内他市及び大阪府内の近隣市でも同様の制度があること、利用もあり中小企業の経営基盤の安定・強化に一定寄与していると考えられることから、現行どおりとする。</p> <p>創業支援制度を今年度から導入予定。</p>

「補助金等の見直しに関する提言書【H25年度】」に対するH26年度予算での市の対応

【H26年度予算での市の対応】			
1 廃止		3 見直しの検討継続	
2 見直しを実施		4 現行どおり	

No	補助金名	提言内容		H25 予算 (千円)	H26 予算 (千円)	増減 (千円)	H26年度予算での市の対応	
		総合 評価	コメント				番号	対応理由等
15	人権教育研究会補助金	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・H22年度の提言を踏まえ、会費の徴収による自主財源の確保に努められているところであるが、事業自体の見直しはなされておらず、研修会・研究会等への参加費、旅費等については、依然として全額市からの補助金で賄われている状況にあり、団体の自主性と中立性を確保する観点から、改善が求められる状況にある。 ・教育現場における人権教育の推進という公共性・必要性は認められるものの、任意の民間団体である本研究会に対する補助が継続されることは、公平性を欠くと考えられ、補助効果の把握も困難であることから、本補助金は前回提言と同様に廃止することが妥当であると判断する。 ・もっとも、前回提言のとおり、市が教員に対する人権教育の学習機会等の提供を必要と判断する場合には、人権教育のあり方を明確にした上で、補助金ではなく直接経費を負担するなど、より効果的な他の方策により支援することが適当である。 	1,250	672	△ 578	1	平成27年度に廃止予定 今年度は研修会・研究会等への参加にかかる費用のみ補助する。
16	社会福祉協議会補助金	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・補助要綱を改正し、補助対象経費を協議会の根幹に係る法人運営事業の人件費、事務費等に限定する措置は講じられているものの、本委員会から再三指摘している積算根拠の明確化までには至っていない。 ・また、前回提言の社会福祉協議会の本来の機能や位置づけの明確化と市との役割分担の整理に向けた検討がなされていない。 ・地域福祉計画において協議会を地域福祉の中核に位置づけ、今後事業の多様化が想定される中で、協議会自身が厳しい財政運営を強いられているのであれば、なおさら前回提言のとおり、協議会のあり方や市との関係性を明確にした上で、協議会の個々の事業の必要性にまで踏み込んだ事業内容の精査を行い、その過程において事業の積算を行うことで効果的で透明性の高い補助金へ転換すべきである。 	30,000	30,000	0	3	マンパワーによる事業実施が中心であるという社会福祉協議会の事業の性質上、積算根拠を明確にすることは困難であるため、今後も法人運営事業の人件費、事務費等に限定して補助金を交付する。「協議会の個々の事業の必要性にまで踏み込んだ事業内容の精査」については、今後検討を行う予定である。

「補助金等の見直しに関する提言書【H25年度】」に対するH26年度予算での市の対応

【H26年度予算での市の対応】			
1 廃止		3 見直しの検討継続	
2 見直しを実施		4 現行どおり	

No	補助金名	提言内容		H25 予算 (千円)	H26 予算 (千円)	増減 (千円)	H26年度予算での市の対応	
		総合 評価	コメント				番号	対応理由等
17	地域交流施設運営補助金	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金は、前回提言において「廃止」とし、行政内部においても廃止に向けた検討が進められたものの、地元等への配慮から補助金額を大幅に削減した上で継続されているものであり、継続に際しては、使用料の徴収や特定地域の住民にのみ認められていた利用制限の撤廃がなされているところである。 ・また、本補助金の削減に伴い、本施設の継続的な維持管理が財政面で困難になったことから、施設の所有者及び運営者である社会福祉法人において、来年度以降の施設の廃止も含めた検討がなされているとのことである。 ・他地域との公平性や本施設設置までに至る維持管理に関する経緯を踏まえると、市の補助金により本施設の運営を維持する妥当性は、今回の見直しにおいても見だし難いことから、当該補助金は廃止すべきと判断する。 ・なお、本施設の管理運営については、当事者である3者において引き続き協議されたい。 	1,000	250	△ 750	1	平成26年度中に廃止 3ヶ月前から施設使用の予約を受け付けているため、6月までは施設を運営する予定である。それに伴い、4～6月の3か月分の施設運営費は補助する。
18	シルバー人材センター運営補助金	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進展する中、高齢者の就業機会の創出と社会参加の推進において、同センターが果たす役割は非常に大きく、これからもその重要性は高まるものと考えられる。 ・市からの補助金は国庫補助金と同額で、上乘せ補助はなされておらず、事務費・会費の見直しや会員の増加に向けた取組など団体の自立に向けた取組が積極的になされており、同センターの重要性と、国からの補助金が市補助金と連動して交付される現状に鑑み、市が引き続き財政面で支援していくことが必要であると考えられる。 ・もともと、市職員の同センターへの人材派遣や定年年齢引き上げに伴う会員の高齢化への対応、技能者・女性会員の確保、新規事業の開拓、利用促進に向けた広報などの課題も見受けられるとともに、一定の配慮はなされているものの、現在の経済情勢における安価な労働力の提供による民業圧迫の可能性も懸念されることから、地域の一事業者として安定的かつ自立した団体運営に努めることが求められる。 	7,100	7,280	180	4	1,200円から2,000円への会費の増額、センターの事業内容のPRといった会員数増加に向けた取組など、安定的かつ自立した団体運営への取組を進めているため、現行どおりとする。

「補助金等の見直しに関する提言書【H25年度】」に対するH26年度予算での市の対応

【H26年度予算での市の対応】			
1 廃止		3 見直しの検討継続	
2 見直しを実施		4 現行どおり	

No	補助金名	提言内容		H25 予算 (千円)	H26 予算 (千円)	増減 (千円)	H26年度予算での市の対応	
		総合 評価	コメント				番号	対応理由等
19	高齢者交通費助成金	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・本助成金は、市の住民基本台帳に記録された70歳以上の高齢者(H25年度対象者は20,716人で、人口の約17%を占める。)に1人当たり1万円相当額の交通費助成を行うもので、高齢者の生きがい支援や社会参加の促進を目的として制度開始から17年が経過している。 ・高齢者に対して年間1万円相当額の交通費を助成することにより、効果が認められることは極めて難しく、目的である生きがい支援や社会参加の促進に資するものとは考え難いことから、前回提言と同様、廃止すべきと判断する。 ・また、高齢化の進展により毎年1千万円程度の財政負担の増加が生じ、既に今年度予算においても、2億円を超える予算額となっている。今後、団塊世代が交付対象となり、さらなる財政負担が懸念される中、持続可能な財政運営の観点からも政策そのもののあり方を抜本的に見直すべきである。 ・なお、本助成金本来の目的からかけ離れた利用実態も指摘され、市としても本助成金のあり方を見直す必要性は充分認識している状況ではあるが、前回の見直し以降も継続されている。 ・ただし、廃止するに当たっては、要望等を踏まえ、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、交通弱者への支援などの目的を達成できる他の方策を改めて検討すべきである。 	200,950	209,470	8,520	4	担当課においても見直しの必要性は認識しているが、今年度については現行どおりとする。
20	児童育成クラブ運営補助金	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育について、保護者、指導員及び市で構成される生駒市学童保育運営協議会により運営する方式は、全国的にも珍しい方式であり、市独自の取組等もなされているようだが、事務局業務を担っている市の負担が大きいことから、前回提言でも指摘したとおり、より効率的で適正な役割分担のあり方を引き続き検討すべきである。 ・運営経費について、保育料と補助金で均等に負担すべく、H24年度に保育料の値上げを行ったところではあるが、いまだ補助金の負担割合が1/2を超えていることから、国及び県に対し積極的に財源措置を要望するとともに、保護者に対してもさらなる受益者負担を求めることも視野に検討する必要がある。 ・また、運営経費の約90%が指導員の人件費で占められているが、保護者及び指導員の要望のみで指導員を正規職員として雇用する理由とするのは、合理性に欠けることから、客観的なデータ等を把握した上で、指導員の雇用、人員配置のあり方を検討し、より効率的で効果的な運営に努めるべきである。 	144,430	136,671	△ 7,759	4	現状でも県内他市と比較して高水準の保育料を徴収しており、これ以上保護者の負担を増やすことは困難である。また、指導員についても、有事の際の責任者が必要であり、これ以上正規指導員を減らすことは困難であることから、現行どおりとする。

「補助金等の見直しに関する提言書【H25年度】」に対するH26年度予算での市の対応

【H26年度予算での市の対応】			
1 廃止	3 見直しの検討継続		
2 見直しを実施	4 現行どおり		

No	補助金名	提言内容		H25 予算 (千円)	H26 予算 (千円)	増減 (千円)	H26年度予算での市の対応	
		総合 評価	コメント				番号	対応理由等
21	花と緑のわがまちづくり 助成制度補助金	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金は、H19年度に市の出資金をもとにみどりの基金が創設され、本市の魅力の一つである花と緑と自然あふれるまちづくりを推進するため、同基金を財源として自主的に活動する自治会等の団体を支援するものである。 ・制度創設以来交付団体数は漸増し、街の美観・緑化につながるものとして効果も認められる。 ・「補助金制度に関する指針」に基づき、3年毎の終期が設定されており、今年度が最終年度に当たることから、担当課としては次年度以降も継続する意向であるが、本指針にも示されているように補助金を長期にわたり交付することは、団体の活動が、補助金に依存したものとなり、自立した運営に向けた努力を損ない、自主的で多様な活動の創出を妨げる可能性がある。 ・本補助金を継続されるに当たっては、終期となるH29年度以降の支援のあり方を検討し、基金の活用も含め、自立的・自主的な団体の育成に努めるべきである。 	5,400	5,400	0	4	自立的・自主的な団体の育成に努めるが、今年度については現行どおりとする。
22	全国大会等出場補助金(小学校)	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動において、全国大会等に出場する学校に対して、保護者の負担を軽減するために補助金が交付され、指針で定められた2分の1を上限とする補助率を超える3分の2以内としているが、全国大会等への出場を奨励し、部活動を通じた児童生徒の健全育成の観点から、2分の1を超える補助率を設定する必要性は認められる。 ・財源を税金とする補助金を交付している以上、その補助効果は、市民に広く周知され、還元されなければならないが、本補助金については、補助金を交付し、一定の実績を上げているにもかかわらず、その効果が市民に広く周知されているとは認められない。 ・市民に本補助金に対する理解を一層深めてもらうためにも、補助効果の周知及び還元方法を検討し、より補助金の効果を高めるよう努められたい。 	300	1,000	700	4	吹奏楽部については、どんどこまつりや国際音楽祭、市の行事等に出演され、運動部についても、市に表敬訪問された際に広報紙に記事を掲載するなど、現状でも市民への還元はなされていると考えているため、現行どおりとする。
23	全国大会等出場補助金(中学校)			2,000	2,000	0		

「補助金等の見直しに関する提言書【H25年度】」に対するH26年度予算での市の対応

【H26年度予算での市の対応】	
1 廃止	3 見直しの検討継続
2 見直しを実施	4 現行どおり

No	補助金名	提言内容		H25 予算 (千円)	H26 予算 (千円)	増減 (千円)	H26年度予算での市の対応	
		総合 評価	コメント				番号	対応理由等
24	遠距離通学児童交通 費補助金	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金の設置理由は、分校の廃止に伴う通学手段の確保のためであったが、既に分校が廃止されてから30年以上経過しており、本補助金を継続する理由としては適当でない。 ・また、前回の見直しにおいても指摘したとおり、距離要件を一律に適用し、補助対象地域を3つの地域に限定することは、不公平な状況が続いていることから、廃止も含めた抜本的な見直しが求められる。 ・ただし、現行の補助対象地域や他地域の実情を把握の上、子どもの学習権利の保障や通学の安全確保を目的として、本補助金の継続が妥当と判断されるのであれば、地域要件を撤廃し、現行の補助対象外地域との公平性を確保した上で、距離や地形などの個別事情に応じた柔軟な補助制度を構築されたい。 	655	624	△ 31	3	平成27年度に向け、現行の補助対象地域や他地域の実情を把握のうえ、見直しを行う予定である。
25	ちびっこ文化祭開催補 助金	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度以降、主催をこれまでの生駒市子ども会育成連絡協議会(市子連)から教育委員会へ変更することから、本補助金は廃止し、委託事業として実施予定とのことである。 ・しかし、委託先はこれまでの実施主体である市子連であり、市子連そのものが市内6子ども会で構成され、構成員も411人と組織及び活動の弱体化を余儀なくされている現状に鑑みると、子ども会をはじめとした子どもの健全育成を担う仕組み(活動)を活性化させる必要がある。 ・以上を踏まえ、本文化祭開催の市民全体への浸透を図るとともに、実施主体である市子連をはじめとした諸団体の当事者意識の醸成につながる手法を検討すべきである。 	700	0	△ 700	2	実施主体である市子連をはじめとした諸団体の当事者意識の醸成を図るため、H26年度から委託事業として実施する。(委託事業とすることで、施設使用料361千円を削減)

「補助金等の見直しに関する提言書【H25年度】」に対するH26年度予算での市の対応

【H26予算での市の対応】			
1 廃止	3 見直しの検討継続		
2 見直しを実施	4 現行どおり		

No	補助金名	提言内容		H25 予算 (千円)	H26 予算 (千円)	増減 (千円)	H26年度予算での市の対応	
		総合 評価	コメント				番号	対応理由等
26	スポーツクラブ育成補助金	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金は、一般財団法人生駒市体育協会を通じて同協会に加盟している各競技団体に対する補助金であり、各団体における会員数に関係なく定額が交付されている状況にある。 ・各団体において独自にスポーツ教室等を開催し、会員の獲得や市のスポーツ振興に寄与しており、補助金交付に対する市民への還元も一定なされている。 ・もっとも、補助対象団体を生駒市体育協会に加盟している団体に限定していることから、加盟していないことを理由に補助金が交付されない団体の存否等の現状を確認し、公平性が確保されているかといった運用実態を把握する必要がある。 ・また、補助金交付に対する各団体の実績報告が適切になされていないことから、同協会に対し、各団体の実績報告の提出を要請する措置を講じられたい。 	1,120	1,120	0	4	市体育協会に未加盟で補助対象となる団体はない。 今年度から、各団体の実績報告を市に提出するよう市体育協会に求める。
27	消防団員互助会補助金	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金は、地域住民の安心・安全を担う消防団員の福利厚生を目的として、団員で構成される互助会に対し補助金を交付しているもので、団員のなり手が不足している中、地域で果たしている消防団の役割を考慮すると、補助金を交付する必要性は認められる。 ・また、団員から会費を徴収するとともに、昨年度から互助会で支出していた慶弔費について本人を対象としたものに限るなど見直しを行い、一定の効率化に努めている。 ・本来消防団員の活動は公的なもので、市が直接経費を負担することも考えられるところであるが、市の事務の煩雑化を軽減するため、補助金として互助会へ支出しているものである。 ・しかし、補助金を交付している以上、市民に対する説明責任を果たす必要があるとともに、今後、市による必要経費の直接負担も検討するためにも、補助金の使途の明確な開示を図ることが求められる。 	1,158	1,158	0	2	市補助金の対象となる経費は、活動に必要な食糧費、消耗品費及び備品購入費等であるが、そのうち食糧費の補助対象基準を明確にする。